

**次世代法第 19 条並びに女性活躍推進法第 19 条に基づく実施状況の公表及び
女性活躍推進法第 21 条に基づく女性の職業選択に資する情報の公表について**

1 特定事業主行動計画の趣旨

平成 15 年 7 月に成立した「次世代育成支援対策推進法（次世代法）」及び平成 27 年 8 月に成立した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」の両法により、地方公共団体は、自らも事業主（特定事業主）として、職員の仕事と家庭の両立等並びに女性の活躍に関する状況の把握及び分析を行い、定量的な目標や取組内容を「特定事業主行動計画」として策定し、公表することとなったことから、次世代法に基づく特定事業主行動計画（計画期間：令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 5 年間）及び女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画（計画期間：令和 2 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 6 年間）を、それぞれ策定しました。

2 次世代法第 19 条及び女性活躍推進法第 19 条に基づく実施状況の公表

次世代育成支援対策推進法第 19 条第 5 項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 19 条第 6 項に基づき、毎年少なくとも 1 回、措置及び取組の実施状況を公表する必要があるため、数値目標となっている、次の項目について公表します。

（１）配偶者の出産のための休暇取得の促進

目標値：対象男性職員の取得率 100%

基準	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
取得率	対象職員なし				100%

（２）職員の育児休業取得の促進

目標値：対象女性職員の取得率 100% 及び対象男性職員の取得率 20% 以上

基準	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
男性取得率	対象職員なし				0%
女性取得率	対象職員なし				

（３）年次休暇の取得促進

目標値：平均取得日数 15 日以上（20 日以上付与された職員に限る）

基準	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
平均取得日数	13.3 日	9.5 日	11.7 日	11.5 日	10.8 日
取得日数が 5 日未満の職員割合	0%	23.5%	5.9%	11.8%	7.1%

3 女性活躍推進法第21条に基づく女性の職業選択に資する情報の公表

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第21条に基づき、次のとおり情報を公表します。

女性活躍推進法第21条に基づく女性の職業選択に資する情報の公表

No.	項目		数値	基準
1	採用した職員に占める女性職員の割合	男性	0人	令和2年度 (採用試験：令和元年度) ※令和2年度中は採用試験 不実施
		女性	1人	
		計	1人	
		女性職員の割合	100%	
2	採用試験の受験者の総数に占める女性の割合	男性	8人	令和元年度 ※令和2年度中は採用試験 不実施
		女性	3人	
		計	11人	
		女性の割合	27.3%	
3	職員に占める女性職員の割合	男性	13人	令和3年4月1日
		女性	5人	
		計	18人	
		女性職員の割合	27.8%	
4	男女別の育児休業取得率	男性	0%	令和2年度
		女性	対象職員なし	
5	男性職員の配偶者出産休暇並びに育児参加のための休暇取得率及び各休暇合計5日以上取得率	配偶者出産休暇	100%	令和2年度
		育児参加のための休暇	100%	
		合計5日以上取得率	100%	
6	職員一人当たりの各月ごとの超過勤務時間(管理職を除く)		8.83時間	令和2年度
7	組合規則に定める上限(1ヶ月において45時間または1年において360時間)を超えて勤務した職員数(管理職を除く)		1人	令和2年度
8	年次休暇平均取得日数(20日以上付与された職員に限る)		10.8日	令和2年
9	年次休暇取得日数が5日未満の職員割合(20日以上付与された職員に限る)		7.1%	令和2年
10	管理的地位にある職員に占める女性職員の割合		0%	令和3年4月1日
11	各役職段階の職員に占める女性職員の割合	所長相当職	0%	令和3年4月1日
		所長補佐相当職	0%	
		係長相当職	0%	